

令和 7 年 2 月 17 日
消費者庁消費者安全課

消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の
一部を改正する内閣府令（案）の意見募集の結果について

消費者庁では、「消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」について、令和 6 年 12 月 6 日から令和 7 年 1 月 14 日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、19 件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見 8 件）の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関係する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和 6 年 12 月 6 日（金）から令和 7 年 1 月 14 日（火）まで
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
縦書きの PDF は見づらい。敢えて国民からの意見を出しづらくする意図なのか。 1 ページ目の 2 行目の「一部の施行に基づく」は、「伴う」ではないのか。消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の全部の施行はいつなのか。	御意見として承ります。 なお、1 ページ目の 2 行目に頂いた御指摘については、正確性の観点から制定文を修正しました。 また、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行日は、令和 7 年 12 月 25 日になります。
法律の一部の施行の省令なのに、施行の日は法律の施行の日なのか。	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 67 号）の施行の日と同日に、消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を施行する予定です。
報告様式は、英語で提出できないのか。日本語に訳す時間の分報告が遅れていいのか。	消費生活用製品安全法に基づく事故情報の公表制度は、我が国の消費者が、国内で起きた消費者事故の情報を把握し、当該製品の使用に伴う危険を回避するためのもので
報告書を日本語以外でも提出したい。	

	<p>す。</p> <p>このためには、製品名や型式に加え、事故の態様（ケガの程度など）などについて、誤訳を避けて正確に公表する必要があり、公表の元となる事故情報の報告は日本語で行っていただく必要があると考えています。</p>
デジタルの報告はできないのか。	<p>消費者庁に重大製品事故の報告を行うための方法は、電子メール、消費者庁ウェブサイトからの WEB 入力又は直接持参する方法のいずれでも行うことができます。電子メールや WEB 入力ができない場合は、郵送でも受け付けます。</p>
条文に記載、様式に JIS と書いてあったら紙で出すことになる。	
紙で報告する時は海外から船で送ると時間がかかるのではないのか。	
「一部を改正する政令の規定に基づく」のはどの部分の改正か。	<p>正確性の観点から制定文を修正しました。</p>
<p>記載は、掲載と異なり紙で提出するものと思う。</p> <p>電子で提出すれば、日本語以外でも提出はできる。</p>	<p>提出の方法としては、消費者庁に重大製品事故の報告を行うための方法は、電子メール、消費者庁ウェブサイトからの WEB 入力又は直接持参する方法のいずれでも行うことができます。電子メールや WEB 入力ができない場合は、郵送でも受け付けます。</p> <p>日本語以外での提出については、消費生活用製品安全法に基づく事故情報の公表制度は、我が国の消費者が、国内で起きた消費者事故の情報を把握し、当該製品の使用に伴う危険を回避するためのものです。</p> <p>このためには、製品名や型式に加え、事故の態様（ケガの程度など）などについて、誤訳を避けて正確に公表する必要があり、公表の元となる事故情報の報告は日本語で行っていただく必要があると考えています。</p>
<p>疾病も報告するのはなぜか。事故がきっかけなら負傷だけで良いのではないのか。</p>	<p>消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号）第 5 条において、重大事故の要件の一つとして疾病（同条第 1 号ロ）を定めております。</p>
<p>製造・販売事業者は省令で定義が無い。法律でも定義が無い。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>海外で起きた事故を報告する必要はない。</p>	<p>我が国で発生した重大製品事故が、報告の</p>

国際宇宙ステーションでの製品事故は報告する必要がない。	対象になります。
精神の障害も対象にして欲しい。	御意見として承ります。
香害で苦しんでる。重大事故ではないか。	御意見として承ります。
重大事故報告等の等(など)は何か。何でもかんでも対象になるのか。	例えば、立入検査の証明書になります。
一部だけ改正しないで全部見直して下さい。	御意見として承ります。
年末年始を跨ぐ意見募集期間の設定はいただけない。実質的に募集期間を短縮していないか。手続き上問題ないか問う。期間延長も検討すべきではないか。	意見公募手続の意見提出期間については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 3 項において 30 日以上と規定されているところ、本意見公募では年末年始の休日に鑑み、意見提出期間を 40 日間に延長しております。
香害を発生させる人工化学物質の報告義務を設けるべきである。非科学的、政治的なでっち上げの問題だが、対策として必要。	御意見として承ります。

以上